ID:　100

担当部署:　こども福祉部 こども家庭室 こども家庭・保健センター

処分の概要	退館命令等
例規名 根拠条項	芦屋市歯科センターの管理に関する条例　第7条
例規番号	平成22年条例第22号

【根拠条文】

（使用の制限）

第7条　市長は、歯科センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、歯科センターへの入館を拒み、退館を命じ、又は使用の許可をしないことができる。

(1)　公の秩序又は風紀を害するおそれがあると認められるとき。

(2)　施設、設備その他の物件を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3)　他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められるとき。

(4)　前3号に掲げるもののほか、歯科センターの管理に支障を及ぼすと認められるとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日